

## 平成28年度 公立高島病院医療事故の公表について

公立高島病院 院長

公立高島病院医療事故公表基準(平成 20 年 1 月より運用)に基づく、平成 28 年度に発生した公表すべき医療事故は次のとおりです。

## 1. 一括公表

区分	件数	代表的事例	改善策
レベル3	1件	当院救急外来受診し、呼吸困難があり、うっ血性心不全・間質性肺炎にて入院となった患者。糖尿病性腎症も併発し、心不全や肺炎は増強傾向であった。 突然の心肺停止となり、「致死性不整脈」によるものと判断。心肺蘇生を開始しながら「アドレナリン」との指示あり、救急カートから名称が似ている「ノルアドレナリン」を準備し「アドレナリン」として投与した。心拍再開するも処置後50分後に死亡確認となった。死亡確認後、誤投与に気付いた。	1. 救急カート内の薬剤の表示を、わかり易いように変更する。 2. 口頭指示は、指示を出した医師に薬剤名(薬剤アンプルやバイアル)をしっかりと見せて、確認を取り使用する事の徹底を図る。 3. 急を要する時に対応できる、急変時の訓練を定期的実施する。

## 2. 個別公表

レベル 4、レベル 5 について、該当事例はありません。

## 【 備 考 】

※患者への影響の大きさに応じて、医療事故のレベルを以下の通り分類する。

区 分	内 容
レベル3	事故で治療が必要となり、治癒又は何らかの障害が残る事例
レベル4	事故で深刻な病状の悪化をもたらし、高度の障害が残る事例
レベル5	事故により死亡した事例

※原則、以下の基準にて公表する。

- 1) レベル 3 に相当する医療事故は、一括的に公表する。
- 2) レベル 4～5 に相当する医療事故は、原則として個別に公表する。